うるま市建設工事の最低制限価格設定要綱(平成２７年うるま市告示第１０９号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(予定価格調書の作成) 第４条　この告示に基づき最低制限価格を設定するときは、あらかじめ第５条により算出した最低制限基準価格を、決裁権者が予定価格調書(様式第１号)に記名押印した上で、封書しなければならない。 (最低制限基準価格の算定方法) 第５条　最低制限基準価格の算定方法は、予定価格の算出の基礎とした設計書等に基づき、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格(税抜)の１０分の９を超える場合にあっては１０分の９とし、１０分の７に満たない場合にあっては１０分の７とする。 (1)～(3)　(略) (4)　一般管理費の額に１０分の６を乗じて得た額 ２　前項の規定により難い特別なものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格(税抜)の１０分の７から１０分の９までの範囲で決裁権者が定める額とする。 ３　(略)	(予定価格調書の作成) 第４条　この告示に基づき最低制限価格を設定するときは、あらかじめ次条により算出した最低制限基準価格を、決裁権者が予定価格調書(様式第１号)に記名押印した上で、封書しなければならない。 (最低制限基準価格の算定方法) 第５条　最低制限基準価格の算定方法は、予定価格の算出の基礎とした設計書等に基づき、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格(税抜)の１０分の７に満たない場合にあっては１０分の７とする。 (1)～(3)　(略) (4)　一般管理費の額に１０分の７を乗じて得た額 ２　前項の規定により難い特別なものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格(税抜)の１０分の７を下回らない範囲で決裁権者が定める額とする。 ３　(略)